

ひがえ  
日帰りサービス ダン・デ・らいおん 重要事項説明書 (指定生活介護)

りようしゃ たい していせいかつかいご りようけいやく  
利用者に対して指定生活介護の利用契約にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所が契

やくしゃ せつめい ないよう つぎ とお  
約者に説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

|                 |           |                                    |
|-----------------|-----------|------------------------------------|
| めい<br>名         | しょう<br>称  | かぶしがいいしゃ<br>株式会社ウェルビー              |
| しょ<br>所         | ざい<br>在 地 | いばらきけん もり や したつざわ<br>茨城県守谷市立沢950-1 |
| でん<br>電 話 番 号   |           | 0297-20-0711                       |
| だい<br>代 表 者 氏 名 |           | だいひょうとりしまりやく すがや つとむ<br>代表取締役 菅谷 努 |
| せつ<br>設 立 年 月   |           | へいせい ねん がつ にち<br>平成16年3月18日        |

2. 利用施設

|                          |   |
|--------------------------|---|
| じぎょうしょ しゅるい<br>事業所の種類    | していせいかつかいごじぎょうしょ<br>指定生活介護事業所                           |
| じぎょうしょ めいしょう<br>事業所の名称   | ひがえ<br>日帰りサービス ダン・デ・らいおん                                |
| じぎょうしょ しょうざいち<br>事業所の所在地 | いばらきけん もり や したつざわ<br>茨城県守谷市立沢1001-1                     |
| れん<br>連 絡 先              | でんわばんごう<br>電話番号 :0297-34-0766<br>ファックス :0297-34-0760    |
| かん<br>管 理 者              | いいつか なおと<br>飯塚 直人                                       |
| サービス管理責任者                | かとう けんいち<br>加藤 健一                                       |
| サービスの実施地域                | もりやし<br>守谷市、つくばみらい市、取手市(旧取手地区)、常総市(旧水海道地区)              |
| しゅ<br>主たる対象者             | ちてきしょうがいしゃ はったつしょうがいしゃ せいしんしょうがいしゃ<br>知的障害者、発達障害者、精神障害者 |
| てい<br>定 員                | めい<br>20名   |
| かいせつねんがっぴ<br>開設年月日       | へいせい ねん がつ にち<br>平成30年4月1日                              |

### 3. サービスの目的・運営方針

|             |  |
|-------------|--|
| <p>目的</p>   | <p>しょうがいしゃ じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな<br/>         障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう</p> <p>しえん じぎょうしょつうしょ きゆうしよく かいご くんれん そうさく<br/>         支援するため、事業所通所により給食、介護サービスや訓練、創作</p> <p>かつどう せいさんかつどうとう おこな ひとりひとり も ちから みいだ せいかつ<br/>         活動、生産活動等を行い、一人一人の持っている力を見出し、生活</p> <p>うるお も まいにち こころゆた す しえん<br/>         に潤いを持たせ、毎日が心豊かに過ごせるように支援する。</p> |
| <p>運営方針</p> | <p>かんけいほうれい じゆんしゆ た しゃかいしげん れんけい はか てきせい<br/>         関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正かつきめの</p> <p>こま せいかつかいご ていきよう<br/>         細かな生活介護サービスの提供。</p>  |

### 4. サービスに係る施設・設備等の概要

#### (1) 施設

|                    |                           |                                 |
|--------------------|---------------------------|---------------------------------|
| <p>たてもの<br/>建物</p> | <p>こう ぞう<br/>構造</p>       | <p>てつこつ ちじょう かい<br/>鉄骨 地上1階</p> |
|                    | <p>しき ちめんせき<br/>敷地面積</p>  | <p>1562.98 m<sup>2</sup></p>    |
|                    | <p>の ゆかめんせき<br/>延べ床面積</p> | <p>378.87 m<sup>2</sup></p>     |

#### (2) 主な設備

| <p>しつめい<br/>室名</p>                    | <p>かず<br/>数</p>  | <p>しつめい<br/>室名</p>        | <p>かず<br/>数</p> |
|---------------------------------------|------------------|---------------------------|-----------------|
| <p>せいかつかいごしつ<br/>生活介護室</p>            | <p>2</p>         | <p>ほうかご<br/>放課後デイサービス</p> | <p>1</p>        |
| <p>ちいきこうりゆうしつ<br/>地域交流室</p>           | <p>2</p>         | <p>こういしつ<br/>更衣室</p>      | <p>4</p>        |
| <p>おとこ おんな たもくてき<br/>トイレ(男・女・多目的)</p> | <p>かく<br/>各1</p> | <p>だついしつ<br/>脱衣室</p>      | <p>1</p>        |
| <p>きゆうとうしつ<br/>給湯室</p>                | <p>1</p>         | <p>せんたくしつ<br/>洗濯室</p>     | <p>1</p>        |
| <p>そうだんしつ<br/>相談室</p>                 | <p>1</p>         | <p>じむしつ<br/>事務室</p>       | <p>1</p>        |

とうじぎょうしよ こうせいろうどうしやう さだ していじじゆん じゆんしゆ いじやう しせつ せつび せつち  
 当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

#### 4. サービス提供職員の設置状況

| 職種        | 指定基準   |
|-----------|--|
| 管理者       | 1名   |
| サービス管理責任者 | 1名   |
| 生活支援員     | 4名以上   |
| 医師        | 1名<br>医師は利用者の日常的な健康管理及び療養上の指導を行う<br>(協力医療機関での受診) |
| 看護師       | 1名<br>看護師は協力病院医師と連携をとり利用者の健康管理等<br>看護業務を行う       |

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、配置しています。

##### (1) 営業日と営業時間

営業日：月曜日～金曜日(イベントがある時は土曜日も営業します。)

但し、土日その他事業所が定めた休業日は除きます。

営業時間：9時～15時

#### 5. サービス提供の内容

##### (1) 介護給付費サービス内容

| サービスの種類 | サービスの内容   |
|---------|---|
| 相談及び援助  | 利用者及び契約者が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。 |

|  |   |
|--|---|
| <p>くんれん<br/>訓練</p>                                       | <p>せいかつのうりよく い じ こうじょう しょくじ か じ とう にちじょうせいかつのうりよく<br/>生活能力の維持向上のための食事や家事等の日常生活能力を<br/><br/>こうじょう くんれん おこな<br/>向上するための訓練を行います。</p>   |
| <p>にちじょうせいかつくんれん しゃかいてきおうくんれんとう<br/>(日常生活訓練・社会適応訓練等)</p> |   |
| <p>かいご<br/>介護</p>  | <p>りょうしゃ じょうきょう おう てきせつ ぎじゅつ しょくじ せいよう こうい はいせつ<br/>利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄<br/><br/>とうせいかつぜんばん えんじょ おこな<br/>等生活全般にわたる援助を行います。</p>   |
| <p>けんこうかんり<br/>健康管理</p>                                  | <p>にちじょうせいかつじょうひつよう どうやく た ひつよう かんり きろく<br/>日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録<br/><br/>おこな いりょうきかん れんらくちょうせいおよ きょうりくいりょうきかん つう<br/>を行います。また、医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通<br/><br/>けんこうほ じ てきせつ しえん おこな<br/>じて健康保持のための適切な支援を行います。</p> |
| <p>そうさくてきかつどう<br/>創作的活動</p>                              | <p>そうさくてきかつどう きかい ていきょう<br/>創作的活動の機会を提供します。<br/><br/>(フラワーアレンジメント・<sup>かいが</sup>絵画・<sup>そうさく</sup>創作・<sup>おんがくとう</sup>ハンドベル・音楽等)</p>  |
| <p>せいさんかつどう<br/>生産活動</p>                                 | <p>けいさぎょうとう せいさんかつどう きかい ていきょう<br/>軽作業等の生産活動の機会を提供します。<br/><br/>① パソコン<sup>さぎょう</sup>作業<br/><br/>② 軽<sup>けいさぎょう</sup>作業</p>   |
| <p>こうちん しはら<br/>工賃の支払い</p>                               | <p>じょうきせいさんかつどう じぎょうしゅうにゅう ひつようけいひ そうとう きんがく<br/>上記生産活動における事業収入から、必要経費に相当する金額を<br/><br/>さ ひ がく こうちん せいさんかつどう じゅうじ りょうしゃ しはら<br/>差し引いた額を工賃として、生産活動に従事している利用者<sup>に</sup>支払<br/><br/>います。</p>                               |
| <p>そうげい<br/>送迎サービス</p>                                   | <p>かいごしゃふよう どうじょうかのう かた たいしょう<br/>介護者不要で搭乗可能な方を対象とします。<br/><br/>そうげい ちく ねんりょうだい じっぴ<br/>送迎サービスは地区により燃料代の<sup>実費</sup>をいただくことがあります。</p>  |

(2) かいごきゅうふひたいしょうがい ないよう  
介護給付費対象外サービス内容

そのた にちじょうせいかつ つうじょうひつよう ひようおよびりょうしゃ ふたん てきとう  
その他、日常生活において通常必要となるものにかかる費用及び利用者<sup>に</sup>負担させることが<sup>適</sup>当

みとめられるひよう べつし てんぷしよるい りょうりょうりょうきんひよう とおりひよう ちょうしゅう  
と認められる費用は別紙、添付書類[利用料料金表]の通り費用を徴収する。

### (3) 第三者評価の実施状況

第三者機関による事業所のサービス評価実施の有無  有  無

#### <サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者及び契約者の同意をいただきます。尚、「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

## 6. 利用料金

### (1) 介護給付費対象サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分としてサービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。(定率負担または利用者負担額といいます。)

尚、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

### (2) 介護給付費対象外サービス内容料金

上記6.サービス提供内容(2)介護給付費対象外サービス内容の項目をご参照ください。

### (3) サービス利用の中止・変更

契約者は、事業者に対して、利用予定日の前営業日午前10時までに当事業所までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止及び変更することができます。

### (4) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)(3)の料金は1ヶ月ごとに請求しますので、以下のいずれかの方法でお支払い下さ

い。

- ・ ゆうちよ銀行による口座引き落とし(毎月25日)

## 7. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じて

その内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。但し、サービス

提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供

を要請された場合は利用者及び契約者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報

提供を致します。

## 8. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

|              |   |
|--------------|---|
| 利用者かかりつけ医療機関 | 医療機関名：<br>診療科：<br>主治医：<br>所在地：<br>電話番号： |
| 緊急連絡先①       | 住所：<br>電話番号：<br>氏名：<br>続柄：              |
| 緊急連絡先②       | 住所：                                     |

|  |                  |
|--|------------------|
|  | でんわばんごう<br>電話番号： |
|  | し め い<br>氏 名：    |
|  | そ く が ら<br>続 柄：  |

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

|   |   |
|---|---|
| どうじぎょうしょ<br>当事業所<br><br>りょうそうだんまどぐち<br>ご利用相談窓口      | たん とう しゃ<br>・担当者<br><br>でんわばんごう<br>・電話番号  |
| もりやしほけんふくしぶ<br>守谷市保健福祉部<br><br>しゃかいふくしか<br>社会福祉課    | しょ ざい ち<br>・所在地 いばらきけんもりやしおおかしわ<br>茨城県守谷市大柏950-1<br><br>でんわばんごう<br>・電話番号 0297-45-1691(直通) |
| いばらきけんほけんふくしぶ<br>茨城県保健福祉部<br><br>しょうがいふくしか<br>障害福祉課 | しょ ざい ち<br>・所在地 いばらきけんみとしかさほらまち<br>茨城県水戸市笠原町978-6<br><br>でんわばんごう<br>・電話番号 029-301-3363    |
| いばらきけんうんえいてきせいはいんかい<br>茨城県運営適正化委員会                  | しょ ざい ち<br>・所在地 いばらきけんみとしせんなみまち<br>茨城県水戸市千波町1918<br><br>でんわばんごう<br>・電話番号 029-305-7193     |

(2) 虐待防止に関する相談窓口

|   |  |
|---|--|
| ぎやくたいぼうし かん<br>虐待防止に関する<br><br>そうだんまどぐち<br>相談窓口 | まどぐちたんとうしゃ<br>・窓口担当者：<br><br>でんわばんごう<br>・電話番号： |
|---|--|

11. 協力医療機関

|                          |                                  |
|--------------------------|----------------------------------|
| いりょうきかん めいしやう<br>医療機関の名称 | もりやけいゆうびやういん<br>守谷慶友病院           |
| しょ ざい ち<br>所 在 地         | いばらきけんもりやししたつざわ<br>茨城県守谷市立沢980-1 |
| でん わ ばん ごう<br>電 話 番 号    | 0297-45-3311                     |
| しん りやう か<br>診 療 科        | ないか<br>内科                        |

12. 非常災害時の対策

|        |  |
|--------|--|
| 非常時の対応 | 別途に定める、消防計画書により対応いたします。  |
| 防災設備   | <ul style="list-style-type: none"> <li>自動火災報知機 有</li> <li>誘導灯 有</li> <li>非常通報装置 有</li> <li>スプリンクラー 有</li> <li>室内防火栓 有</li> <li>消火器 有</li> </ul> <p>カーテン等は防災性能のある物を使用しています。</p> |
| 避難訓練   | 定期的に、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。   |
| 防火管理   | 防火管理者： 國崎 康太郎  |
| 保険加入   | 事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。  |

13. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

|                |  |
|----------------|--|
| 設備・器具の利用       | <p>事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。</p>             |
| 喫煙             | 全館禁煙です。  |
| 貴重品の管理         | <p>貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。</p> <p>自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いいたします。</p> |
| 宗教活動・政治活動・営利活動 | <p>利用者及び契約者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。</p>                        |



ねん がつ にち  
年 月 日

していせいかつかいご ていきょうおよ りようかいし さい ほんしよめん もと じゅうようじこう せつめい おこな  
指定生活介護の提供及び利用開始に際し、本書面に基<sub>づ</sub>き重要事項の説明を行いました。

じ ぎょう しょ めい ひがえ  
事業所名 : 日帰りサービス ダン・デ・らいおん

せつめいしやしよくめい いん  
説明者職名 : \_\_\_\_\_ 印

わたくし ほんしよめん もと じ ぎょうしや していせいかつかいご ていきょうおよ りよう じゅうようじこう せつめい  
私は、本書面に基<sub>づ</sub>いて事業者から指定生活介護の提供及び利用について重要事項の説明  
を受け、<sub>う</sub> 同意しました。

りようしやじゅうしょ  
利用者住所 : \_\_\_\_\_

し めい いん  
氏 名 : \_\_\_\_\_ 印

けいやくしやじゅうしょ  
契約者住所 : \_\_\_\_\_

し めい いん  
氏 名 : \_\_\_\_\_ 印

ぞく がら  
続 柄 : \_\_\_\_\_